特別養護老人ホーム光峰苑 利用料金一覧

令和3年10月1日より

	負担限度額 区 分	施 設 サービス費 Ⅱ	日常生活継続支援加算	看護体制 加 算 I-ロ	看護体制 加 算 Ⅱ-ロ	夜勤職員 配置加算 I-口	合計 「介護保険」 一部負担金	居住費	食費	合 計	合 計 (30日)
		(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)
要介護 1	第1段階							0	300	934	28, 020
	第2段階							370	390	1, 394	41, 820
	第3段階①	573	36	4	8	13	634	370	650	1, 654	49, 620
	第3段階②			-				370	1, 360	2, 364	70, 920
	第4段階							855	1, 445	2, 934	
	第1段階							0	300	1, 002	30, 060
要	第2段階							370	390	1, 462	43, 860
要介護2	第3段階①	641	36	4	8	13	702	370	650	1, 722	51, 660
· 这 2	第3段階②							370	1, 360	2, 432	
_	第4段階							855	1, 445	3, 002	
	第1段階							0	300	300 1, 073	
要	第2段階							370	390	1, 533	45, 990
ジト	第3段階①	712	36	4	8	13	773	370	650	1, 793	53, 790
要介護3	第3段階②							370	1, 360	2, 503	75, 090
	第4段階							855	1, 445	3, 073	92, 190
	第1段階							0	300	1, 141	34, 230
要介護	第2段階							370	390	1, 601	48, 030
リア ■雑	第3段階①	780	36	4	8	13	841	370	650	1, 861	55, 830
改 4	第3段階②							370	1, 360	2, 571	77, 130
	第4段階							855	1, 445		94, 230
要介護 5	第1段階							0	300	1, 208	
	第2段階							370	390		
	第3段階①	847	36	4	8	13	908	370	650	1, 928	
				•				370	1, 360		
	第4段階							855	1, 445		
	第3段階②	04/	30	4	O	13	908	370	1, 360	2, 638	79,

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

◆その他の加算◆

◎介護職員処遇改善加算(I)・・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、8.3%が加算されます。要介護5 の場合: 908単位×30日(利用日数)×8.3%=2,260円/月(単数は四捨五入)

◎介護職員等特定処遇改善加算(I)・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、2.7%が加算されます。要介護5 の場合: 908単位×30日(利用日数)×2.7%=735円/月(単数は四捨五入)

◎安全対策体制加算・・・・入所時1回に限り20単位が加算されます。

負担限度額区分表	第1段階	・生活保護受給者、境界層該当者(境界層該当証明証等添付) ・市民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 かつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下の方。
	第2段階	・市民税世帯非課税であって、 課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の 合計額が年額80万円以下です。 かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下の方。
	第3段階①	・市民税世帯非課税であって、 課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の 合計額が年額80万円超120万円以下です。 かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下の方。
	第3段階②	・市民税世帯非課税であって、 課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の 合計額が年額120万円を超えます。 かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下の方。
	第4段階	・上記(第1~3段階)以外の方

特別養護老人ホーム光峰苑 利用料金一覧

令和3年10月1日より

第4段階対象者用

	負担限度額 区 分	施 設 サービス費 Ⅱ	日常生活 継続支援 加 算	看護体制 加 算 I-ロ	看護体制 加 算 Ⅱ-ロ	夜勤職員 配置加算 I-口	合計 「介護保険 一部負担金」	居住費	食費	合 計	合 計 (30日)
		(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)
要	1割負担	573	36	4	8	13	634	855	1, 445	2, 934	88, 020
介護	2割負担	1, 146	72	8	16	26	1, 268	855	1, 445	3, 568	107, 040
1	3割負担	1, 719	108	12	24	39	1, 902	855	1, 445	4, 202	126, 060
要	1割負担	641	36	4	8	13	702	855	1, 445	3, 002	90, 060
要介護	2割負担	1, 282	72	8	16	26	1, 404	855	1, 445	3, 704	111, 120
2	3割負担	1, 923	108	12	24	39	2, 106	855	1, 445	4, 406	132, 180
要	1割負担	712	36	4	8	13	773	855	1, 445	3, 073	92, 190
介護	2割負担	1, 424	72	8	16	26	1, 546	855	1, 445	3, 846	115, 380
3	3割負担	2, 136	108	12	24	39	2, 319	855	1, 445	4, 619	138, 570
要	1割負担	780	36	4	8	13	841	855	1, 445	3, 141	94, 230
介護	2割負担	1, 560	72	8	16	26	1, 682	855	1, 445	3, 982	119, 460
4	3割負担	2, 340	108	12	24	39	2, 523	855	1, 445	4, 823	144, 690
要介護 5	1割負担	847	36	4	8	13	908	855	1, 445	3, 208	96, 240
	2割負担	1, 694	72	8	16	26	1, 816	855	1, 445	4, 116	123, 480
	3割負担	2, 541	108	12	24	39	2, 724	855	1, 445	5, 024	150, 720

- ※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。
- ※上記料金はあくまで目安ですので、利用日数等によって差額が生じることがあります。 詳細はお問い合わせ下さい。

◆その他の加算◆

- ◎介護職員処遇改善加算(I)・・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、8.3%が加算されます。要介護5 の場合: 908単位×30日(利用日数)×8.3%=2,260円/月(単数は四捨五入)
- ◎介護職員等特定処遇改善加算(I)・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、2.7%が加算されます。要介護5 の場合: 908単位×30日(利用日数)×2.7%=735円/月(単数は四捨五入)
- ◎安全対策体制加算・・・・入所時1回に限り20単位が加算されます。

負担限度額区分表	第1段階	・生活保護受給者、境界層該当者(境界層該当証明証等添付)・市民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 かつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下の方。
	第2段階	・市民税世帯非課税であって、 課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の 合計額が年額80万円以下です。 かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下の方。
	第3段階①	・市民税世帯非課税であって、 課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の 合計額が年額80万円超120万円以下です。 かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下の方。
	第3段階②	・市民税世帯非課税であって、 課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の 合計額が年額120万円を超えます。 かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下の方。
	第4段階	・上記(第1~3段階)以外の方